

人権教育基本方針 人権教育推進プラン

平成 12 年（2000 年）1 1 月
令和 7 年（2025 年）1 月改訂

千早赤阪村教育委員会

目 次

〈人権教育基本方針〉

1 基本方針	1
--------------	---

〈人権教育推進プラン〉

1 基本的推進方向	3
2 人権教育推進の基本的な取り組み	3
(1) こどもの人権	3
(2) 女性の人権	4
(3) 高齢者の人権	4
(4) 障がいのある人の人権	4
(5) 部落差別（同和問題）	4
(6) 外国人の人権	4
(7) 性的マイノリティの人権	5
(8) 職場等におけるハラスメント	5
(9) インターネット上の人権侵害	5
(10) 感染症に起因する人権侵害	5
3 人権教育を推進するために	5

人権教育基本方針

1 基本方針

国連は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」との認識のもと、1948年に世界人権宣言を採択して以降、あらゆる差別や人権侵害を全世界からなくすため、国際人権規約をはじめ子どもの権利条約等、人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

2015年には「SDGs（持続可能な開発目標・2030 アジェンダ）」が採択されました。人類、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標が掲げられ、この前文において「すべての人々の人権を実現する」ことが明言されています。全世界がつながり、2030年をめざして、貧困や飢餓、平和的社会など持続可能な開発のための目標を達成すべく力を尽くさなければなりません。しかしながら世界の現実は厳しく、武力紛争、難民問題、人種主義や経済格差の増大による貧困問題や教育を受ける権利の侵害など、根深い課題も山積しています。

人権教育に関わっては、2005年に開始した「人権教育のための世界プログラム」が2025年から第5段階に入り、重点領域を第4段階に引き続き、若者とこどもとし、特にデジタル技術、環境や気候変動とジェンダー平等に力点を置くこととしています。2011年には「人権教育・研修に関する宣言」が採択され、人権教育と研修はあらゆる年齢の人々に関わる生涯にわたるプロセスであるとされています。国家は人権教育と研修に関して効果的な実施とフォローアップを確保することが求められています。

日本では平成20年（2008年）の「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次取りまとめ〕」などがこれら国際社会の働きによって作成されました。この中では学校教育における人権教育の目標として、こどもが発達段階に応じて人権の意義・内容等について理解する、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める、それが具体的な態度や行動に表れるようにするとあります。また、学校の教育活動全体を通した人権教育の推進が求められています。

国内では人権教育を推進するための動きが活発になっています。

推進の法的根拠となる平成12年（2000年）「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」をはじめ、平成28年（2016年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」「部落差別の解消の推進に関する法律」及び「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）」のいわゆる人権三法、令和元年（2019年）には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行され、近年LGBTQに関する法的処置も各自治体を中心に広がりをみせています。また令和5年（2023年）4月に施行された「こども基本法」では、全てのこどもが、将来にわたって幸福

な生活を送ることができる社会実現を目指しています。

大阪府では平成 28 年（2016 年）に「大阪府障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」が、令和元年（2019 年）に「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」が、令和 4 年（2022 年）には「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」が施行されています。

千早赤阪村では、令和 4 年（2022 年）3 月、第 2 次千早赤阪村人権行政基本方針及び推進プランが策定されました。人権とは、人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには、すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

教育委員会では、国、大阪府、千早赤阪村の人権課題に対する取り組みに基づき、社会情勢の変化による新しい課題に対応し、これまでの取り組みを整備するとともに、実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育との連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ一層連携して推進していく「千早赤阪村人権教育基本方針」を次のとおり定めます。

- 1 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、自らの課題として人権問題の解決に取り組むとともに、豊かな人権感覚を持って行動する民主的な人間の育成をめざして、教育のあらゆる場面において、人権教育を推進します。
- 2 社会の変化とともに様々な形で新たに発生する可能性のある問題であることを踏まえ、すべての人々の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりが図られるよう人権教育を推進します。
- 3 一人ひとりが主体的に、諸活動を通じて、人権及び人権問題の理解と認識を深めるとともに、多様な文化・習慣・価値観などを尊重し合う豊かな地域社会を送ることができるよう、地域社会における人権教育・学習の充実・振興を図ります。
- 4 人権教育を推進するため、人権及び人権問題に関する深い認識とそれに基づいた実践力を身につけた人材の育成を図ります。

本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しつつ、横断的総合的に推進していきます。

人権教育推進プラン

1 基本的推進方向

千早赤阪村は、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現をめざし、人権課題に関する諸計画を策定し、解決に向けた取り組みを進めてきました。

人権教育に関する個別的課題としては、こども、女性、高齢者、障がいのある人、部落差別（同和問題）、外国人、性的マイノリティ、職場等におけるハラスメント、インターネット上の人権侵害などがあり、近年さらに多様化、深刻化しています。社会の変化とともに、課題は様々な形で新たに発生する可能性があるとの認識の上で、組織的に対応していくことが重要です。

教育委員会においてはあらゆる差別・人権侵害行為を許さない考えのもと、こどもの人権をはじめとしたこれらの諸課題の解決に向けた取り組みを進めます。

また、安心して教育を受け、自分の生き方に誇りを持ち、明るい未来をともに築くことができるよう人権教育を推進します。

2 人権教育推進の基本的な取り組み

人権が尊重された社会づくりを進めるためには、全ての人々が人権及び人権課題について正しく理解し、その解決に向けた具体的な行動をとることが大切です。また、全ての教育活動において人権が尊重されることが必要です。

（１）こどもの人権

すべてのこどもが権利の主体者であることを認識し、いじめ、不登校など、こどもたちのかかえる問題は、学校教育への提起であるととらえ、学校が自己実現の場となるよう一人ひとりのこどもを大切にします。

地域の結びつきの希薄化や核家族化、価値観の多様化によって孤立しがちな家庭や保護者が増加している中、こどもを地域ぐるみで育てていくつながりを取り戻せるように学習や交流の機会づくりに努めます。

（２）女性の人権

学校教育そのものが、無意識にジェンダーバイアスの刷り込みの場となっていないか学校生活全般を点検し、性別にとらわれない実践力を育てます。

地域、職場、家庭などに根強く残っているジェンダーバイアスがあらゆるハラスメントにつながっていることを認識し、性別にとらわれず個人の力が発揮できる地域社会を築くための学習機会の提供に努めます。

（３）高齢者の人権

年齢による身体機能の変化は、長年の暮らしや豊かな経験を経てきた証であることを理解し、こどもたちが人生の先輩から、その経験や知恵を学び受け継いでいく姿勢を育てます。

高齢者の介護のあり方や認知症について理解を深め、社会全体で取り組む課題として、すべての人が安心して生活できる地域社会を築けるように学習や交流の機会づくりに努めます。

（４）障がいのある人の人権

すべての人がともに生きる社会の現実に向けて行動できる実践力を育てます。

障がいのある人とともに支え合って生きる地域社会を築いていくための学習や交流の機会づくりに努めます。

（５）部落差別（同和問題）

部落差別を受けながらも人々が労働や生産、生活や文化を支え、差別をなくす努力をしてきた歴史と現状を知り、日々の生活の中でおこる偏見や差別を見抜き、失くそうと強い意志を持って行動できる実践力を育てます。

部落差別の歴史と現状を知り、差別解消がすべての人々の幸せで豊かな生活をもたらすことを認識し、身元調査や土地差別を許さず、差別のない地域、職場、家庭を築く学習や交流の機会づくりに努めます。

（６）外国人の人権

「在日外国人教育に関する指導の指針」に基づき、グローバル社会を生きる人として、さまざまな人種・民族・国の人々の異なる文化や生活習慣、価値観などを互いに理解し認めあえる地域社会を築いていくための学習や交流の機会づくりに努めます。

(7) 性的マイノリティの人権

性別は人の数だけあるとの認識を正しく持ち、成長過程の子どもが安心して相談できる環境をつくることで、一人ひとりが多様な性を認め合い、自分らしく生きるための人権意識を育てます。

進学や就職、恋愛や婚姻など日常生活における一人ひとりの性のありようが尊重され、自己決定する権利が保障される社会を築いていくための学習や交流の機会づくりに努めます。

(8) 職場等におけるハラスメント

教育委員会のハラスメントに関する指針に基づき、教職員一人ひとりが、ハラスメントについての正しい理解を持つとともに、すべての職場で様々なハラスメントのない働きやすい環境づくりに努めます。

(9) インターネット上の人権侵害

インターネット上での匿名性をもとにした他人への誹謗中傷や差別を助長する書き込み等が重大な人権侵害であることを理解し、こどもたちの適切な情報リテラシーを育てます。

インターネットを悪用した犯罪や悪質な差別書き込み等が社会を分断している現実を理解し、インターネットを活用しながら、人と人とのつながりを深めていく地域を築いていくための学習や交流の機会づくりに努めます。

(10) 感染症に起因する人権侵害

感染者やその家族、医療従事者や交通関係事業者などに対する差別や偏見の解消に向けて、新型コロナウイルス感染症等に関する知識の教育・啓発活動を推進します。

3 人権教育を推進するために

取り組みを進めるにあたって、村立学校では本推進プランを根拠とした人権教育推進計画を毎年見直し、全学年で実施します。千早赤阪村教育委員会はその進捗状況や取り組み内容を把握し、必要に応じて指導・助言を行います。

千早赤阪村教育委員会は差別の実態から学び、すべての人々を差別や偏見から守るとともに、人権が尊重された社会を実現するための教育の推進に努めます。

人権教育基本方針 人権教育推進プラン

令和 7 年（2025 年）1 月

編集・発行 千早赤阪村教育委員会 教育課

千早赤阪村大字水分 263 番地

電話：0721-72-1300 FAX：0721-72-1400